平 成 31（2019）年 度

事　　業　　計　　画

川 崎 医 療 福 祉 大 学

Ⅴ　川崎医療福祉大学

１　基本方針

本学の学園創設の理念は、開学当初から「人間をつくる、体をつくる、学問をきわめる」と定められており、良き医療福祉人の育成のために、「人類への奉仕のあり方を追求し、より豊かな福祉社会の創造的担い手を育成する」という教育の理念が掲げられている。さらに、「１）健やかな心と身体を持つ、２）医療福祉について豊富な知識と技術を持つ、３）人の多様性を理解し、すべての人を敬うことができる、４）高い教養を身につけ、創造的に行動できる、５）国際的コミュニケーション能力を持つ」という教育目標が示されている。

大学並びに大学院、各学部、各研究科には、１）入学者の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）、２）教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、３）学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の３つ方針が定められている。また、大学運営に必要なその他の各種方針として、１）大学管理運営方針、２）内部質保証に関する方針、３）大学の求める教員像及び教員組織の編成方針、４）学生支援に関する方針、５）教育研究等環境の整備に関する方針、６）社会連携・社会貢献に関する方針、７）**教育評価実施指針（アセスメントポリシー）**が定められており、学生便覧、大学院要覧、大学案内、ホームページ等に掲載されている。

本学の基本方針の検証体制の構築並びに内部質保証の推進、中長期的な改革に関する企画・立案・調査に関しては、既に「調査企画室」が設置されており、総務担当副学長を中心とした活動が強化され、検証のプロセスが明確化されている。平成 31（2019）年度には、改組として新設された保健看護学部並びにリハビリテーション学部の教育状況を把握し、その質の検証を行う。2020 年には川崎学園創立 50 周年、同年には**本学が創立 30 年を迎えるため、記念事業の具体的な計画・立案**を推し進める。また、子ども医療福祉学科及び臨床検査学科､診療放射線技術学科を卒業する学生のための**大学院設置に関する 2021 年度改組の計画を策定**する。さらに、中長期的な方針として、少子化に対応すべく大学入学者数の定員確保に努めるとともに、国家試験をはじめとする各種資格試験の合格率の向上、全学的な「基礎ゼミナール」の実現、発達障害や適応障害を有する在学生の支援体制の確立、研究支援と研究相談に関するセンター設置の構想、大学院入学志願者の増加に向けて、更なる改革を推進する。

２　自己点検・評価活動

平成 30（2018）年度に引き続き「教員の教育・研究活動の業績・能力についての具体的な評価指標」に基づき教員評価を実施し、評価結果の適切なフィードバックを実施するとともに、評価指標の見直しを検討する。また、各学科・専攻、部署、委員会等での取組を支援し、自己点検・評価活動を充実させていく。

(1)　平成 30（2018）年度に実施した教員評価に基づき、結果の適切なフィードバックを行う。

(2)　**教員評価指標の見直し**を検討する。

(3)　平成 28・29・30（2016・2017・2018）年度自己点検・評価報告書を公表する。

３　教育研究組織

平成 31（2019）年度には、**保健看護学部保健看護学科、リハビリテーション学部理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科、視能療法学科を新設**し、５学部 17 学科の新体制がスタートする。医療福祉分野のより実践に強い医療福祉人の育成に大学一丸となって取り組む。

また、平成 30（2018）年度に「学外実習受け入れ先選定の基本方針」を明確にしたことで、主となる実習施設である附属病院、総合医療センターとの連携を今後更に強化し、教育の質の向上を目指す。

本学が設置している教育研究を支援する組織についても、調査企画室と自己点検・評価委員会が連携し、今後も適切性についての検証を行っていく。特に、総合教育センターでは、学生の基礎的知識のフォロー及びラーニングサポートを重視した LSC（ラーニング・サポート・センター）を平成 30（2018）年度に開設したが、今後も教育環境の整備に積極的に取り組む。また、看護実践・キャリアサポートセンターでは、附属病院、総合医療センターと連携し、更に看護分野の社会人教育を強化・発展させる予定である。

4　教育内容・方法

1）　学　部

〔大学全体〕

「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」と「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づいて、平成 31（2019）年度は各学科の教育目標が達成されるよう、教育評価実施指針（アセスメントポリシー）等を用いて授業改善と効果検証を行う。そのため、教務委員会、総合教育センター委員会、教職課程委員会及び FD・SD 委員会の密な連携の下で全学的な教務活動を遂行していくこととし、平成 31（2019）年度の具体的な取組について以下に示す。

(1)　適正な教育環境の提供と教育の質の保証

「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づいて、以下のように適正な教育環境を提供するとともに、継続的に教育の質の保証を図る。

①　授業計画の厳正な実施と十分かつ適正な学習量の確保

大学全体のカリキュラム体系の適正な維持・整備を図る。厳密適正な学習量確保の観点から、年間 49 単位の履修上限単位数の厳守に加えて、毎回の授業に必要となる学習時間の確保について教員の意識を高めるとともに、学生の欠席（公認欠席含む）・遅刻・早退を適正に把握する。また、入試などの大学行事で休講となる授業日（代替授業日）を少なくするために、平成 31（2019）年度からアセンブリアワーの曜日変更を行い、円滑に実施できるよう関連部署との調整を引き続き行う。なお、アセンブリアワーや土曜日の一部を補講予備時限として予め複数日設定することにより、やむを得ない日程変更が生じた場合でも対応できるようにしている。

②　「指定規則」と「カリキュラム」との整合性チェックとシラバスチェック

国家資格に係る「指定規則」及び各種関連資格試験と各学科の「カリキュラム」が整合性をもって運用できるよう、シラバスの変更を把握する。シラバスの第三者チェックについては、それぞれの科目内容が当該学科の「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」に沿ったものであるかを含めて確認し、学生への公開前に実施する。その評価内容が確実に教員にフィードバックされ、かつ必要に応じて適正な対応がなされているかを引き続き検証する。

③　全学科で使用できる実習室・自習室の活用

平成 29（2017）年度の新学科増設並びに平成 31（2019）年度の新学部設置に対応するため、全学科で使用できる実習室（生理学実習室、化学・生化学実習室、物理・工学実習室、コンピュータ実習室等）の整備、及び LSC（ラーニング・サポート・センター）として、学生の自習を促す環境と、基礎学力に関して教員による個別指導を受ける環境の整備を平成 30（2018）年度に行った。平成 31（2019）年度はこれらをより効率的に活用することで、基礎科目や専門科目の教育効果向上を図っていく。

④　学外実習に関する方針の徹底

平成 30（2018）年度には、本学の**「学外実習受け入れ先選定の方針」を定めたので、これに沿った運用がなされているかの PDCA サイクルを実施**していく。

⑤　授業改善への組織的取組

FD・SD 委員会と教務委員会が協力して学部・学科レベルでの FD・SD 活動を推進するとともに、国家試験のガイドラインや結果等の内容に基づいて、各学科における教育課程の改正を支援する。臨床実習における適応困難等、学業に問題を有する学生の個別の問題に対応する。また情報共有を行う上で、履修モデルや履修系統図を効果的に活用し、ポートフォリオシステムなどの個人別評価の導入と教育ニーズを把握するための運用方策を引き続き検討する。

(2)　授業支援・教育支援システムの充実

平成 30（2018）年度に本格的な運用を開始した「出席記録確認システム ver.2」を用いて、学生自身への出席状況公開を行う事で、自身の学修状況を把握しやすい環境を整備したため、平成 31（2019）年度には学生証（IC チップ入り）を利用した出席情報の取得方法を確立する。

また、2020 年度に予定されている学務システム及びポータルサイトのシステムリプレイスに向けて、利用者である学生・教職員の利便性向上に資するシステムの改修案を検討する。システム改修と同時に新しい要素として、学修過程とその成果を「見える化」し、学生・教職員・学生の保護者などの多角的な視点から、「学び」の検証を可能とする e-ポートフォリオシステムを導入する。e-ポートフォリオシステムの一部に効果的な学修支援・授業管理・教材管理の実現を目指した LMS（Learning Management System）の要素を組み込むことにより、日々の学修単位における学びの蓄積と、教員の授業運営の支援が可能なシステム構成とする。

(3)　教員免許状の再課程認定を受けたカリキュラム実施の確認と教職課程センターの充実

教育職員免許状取得の再課程認定を受けた学科においては、関連する教育体制（カリキュラムや教員配置等）が認定どおり実施できているかどうかの確認を行う。また、教職課程センターを中心に、教員免許状の取得を目的とした科目等履修生への指導体制の整備・強化を行う。

〔各学部・学科〕

(1)　医療福祉学部

（ア）　医療福祉学科

本学科では、３つのポリシーの下、医療・保健・福祉の問題を医療福祉の視点で総合的に把握できる専門性に重点を置いて専門職種との連携のあり方を理解し、対人援助サービスを展開できるソーシャルワーカーを養成することを基本方針としている。

平成 31（2019）年度においても、専門職養成の前提になるリメディアル教育の試行、入学者の資質や国家試験関連科目評価基準の厳正化を行い、専門ゼミナールの専門職養成機能や国家試験対策機能を強化することを目指す。また、地域包括ケアシステムが目指されている中、そのつなぐ仕事として、これまで本学科が重点を置いてきた「実践力のある」、そして「医療に強い」ソーシャルワーカー養成を引き続き進める。

学生がそのようなソーシャルワーカーを目指し、国家試験合格と共に希望する就職が達成できるよう、専門ゼミナール教員は、きめ細かい個別指導と卒業生と連携した就職先確保に努める。国家試験の対策では、引き続き、クラス別対策講座、頻繁な模擬試験などの取組とその対策を更に強化する。

（イ） 臨床心理学科

本学科の教育目標に基づいて、以下の３点を平成 31（2019）年度の主な方針とする。

(1) 養成２年目となる国家資格「公認心理師」の対応カリキュラムの円滑かつ安定的な運用を推進する。特に、国家試験を見据えた授業内容及び授業方法の確立を目指すとともに、2020年度から国家資格に対応する学外実習に向けて、実習先機関との連携体制をより一層強化する。

(2) 完成年度を迎えた精神保健福祉士の養成課程を質的かつ量的に充実させる。特に、４年次の学外実習、卒業研究、就職活動、国家試験対策を円滑に進め、その成果を最大化できるよう、指導体制の整備に努める。学外実習機関との連携・交流を密にするとともに、学習指導、就職支援、国家試験対策講座などを通じて学生の資格取得への動機付けを高める。

(3) 公認心理師を含めた各種資格取得に基づく卒後進路のキャリアパスを再検討し､新教育課程におけるキャリア教育プログラムの再構築を目指す。

（ウ） 子ども医療福祉学科

本学科では、以下の６項目を平成 31（2019）年度の重点目標として教育活動を進めていく。

(1) 保育士･幼稚園教諭養成（子どもへのケアワーク）と精神保健福祉士養成（ソーシャルワーク）を統合する新しい教育内容の確立を目指す。

(2) 「妊娠・出産から始まるあらゆる子どもと保護者の支援者」の育成という専門職養成像を周知徹底し、積極的に外部に発信していく。

(3) 学生指導については、担任制、教育課程外の指導（HR、個別面談）を継続して行う。

(4) 保育・幼稚園実習では、個別指導を交えた支援により成果向上を図る。また、2020 年度開始の精神保健福祉士の実習先との信頼関係の構築に努める。

(5) こども園については、最先端の実践の場、さらに、研究・実習施設としての役割の確立のために、全面的な協力を行う。

(6) 中・四国保育士養成協議会（67 校）の会長校として、働き方改革を含め、保育職の魅力の向上に向けリーダーシップを発揮する。

(2) 保健看護学部

（ア） 保健看護学科

保健看護学に関する科目を体系的に配置し、様々な健康レベルにある人々の生活と健康課題に対して、看護と医療福祉の知と実践ができる能力を兼ね備えた実践力のある看護職者の育成を目的とする。

１年次生は目的に沿って編成した新カリキュラムを履修し、４年間で看護師国試受験資格を修得し、選抜により 24 名が保健師国家試験受験資格を修得する。２年次生以上は、旧カリキュラムを履修し、修得した知識と技術を臨地実習で展開し、３年次からは臨床看護学コース（看護師＋選択で高校(看護)教諭免許状取得）、公衆衛生看護学コース（定員 20 名の看護師＋保健師）、学校看護学コース（看護師＋養護教諭一種）のいずれかに属する。４年次生は国家試験 100％合格を目指し、本学大学院助産学コースの進学者、実務経験後の進学の意識付けを行う。

きめ細かい学修指導を行うため、各学年に学年担当支援の教授１名と４名の学年担任教員を配置する。新入生は４年間で、過年度生は 2022 年度までの卒業を目指す。

(3) リハビリテーション学部

（ア） 理学療法学科

本学科は、高齢者や障害者の機能回復や生活の自立及び社会参加を支援できる専門知識・技術と

豊かな人間性の備わった理学療法士の養成を目的とする。平成 31（2019）年度は、特に以下に重点を置いて教育する。

１年次生は、医療福祉に携わる者としての自覚を促すことに注力する。担任を２名とし、更に学生を小グループに分け、多くの教員が関わって指導する。再履修者が多い「解剖学」と「生理学」は、科目担当者と連携しながら学修を支援する。２年次生には、引き続き多くの教員が関わって、全員が臨床基礎実習の履修要件を満たすように指導する。目的意識が低く、GPA の低い学生に対しては、進路変更も含め丁寧な指導をする。３年次生には、卒業研究のゼミ単位での学修支援を強化し、全員が臨床実習の履修要件を満たすように指導する。臨床能力を高めるため OSCE を利用した実技指導を行う。４年次生には、全員が臨床実習を終了できるように支援を強化する。臨床実習後には国家試験対策用特別講義や模擬試験を行う。国家試験合格が危ぶまれる学生には勉強会や卒業研究ゼミ単位での個別学習支援を行い、全員の国家試験合格を目指す。

（イ） 作業療法学科

本学科は、高齢者や障害者の機能回復や生活の自立及び社会参加を支援できる専門知識・技術と豊かな人間性の備わった作業療法士の養成を目的とする。平成 31（2019）年度は特に以下の目標に重点を置いて教育する。

１年次生は、担任を２名にし、更に学生を小グループに分け、多くの教員が関わって指導する。特に、再履修者が多い「解剖学」と「生理学」は、科目担当者と連携しながら小グループ活動を活用して学修を支援する。２年次生には、実習科目に多くの教員を参加させ、全員が臨床基礎実習の履修要件を満たすように指導する。学修支援を行うために、小グループ活動を継続する。３年次生には、卒業研究のゼミ単位での学修支援を強化し、全員が臨床実習の履修要件を満たすことができるように指導する。４年次生には、全員が臨床実習を合格できるように支援や指導を強化する。臨床実習終了後には、国家試験対策用特別講義や模擬試験を行う。国家試験合格が危ぶまれる学生には小グループでの勉強会や卒業研究ゼミ単位での個別支援を行い、全員の国家試験合格を目指す。

（ウ） 言語聴覚療法学科

本学科では特に聴覚、言語、摂食及び嚥下に関わる機能と病態を理解させた上で、それらの機能検査法と病態診断法の修得、障害を克服するための科学的根拠に基づくリハビリテーション（及びハビリテーション）の技術を修得させる。

１年次では、基礎医学の実習を通じて摂食・嚥下器官や聴覚器の構造と機能の深い理解を得る。社会福祉実習では聴覚障害児・者の教育・リハビリテーションの現場を見学する。２年次では、音声・音響学実習により発声・構音の障害に関する基礎知識を学ぶ。３年次では、現在我が国で言語聴覚障害児・者に適用される臨床検査法の実施・解釈について学ぶ。また、訓練法に関して技法・教材の適用、新教材の作成について学ぶ。これらの知識を活用して附属病院の臨床実習を行う。特に、評価データと症状を結び付けるための臨地指導、事後指導を行う。４年次では、８週間の学外臨床実習を行う。実習の事前事後に臨床実習で修得すべき技術、臨床態度を指導する。

（エ） 視能療法学科

本学科では、視覚に関わる機能と病態を理解させた上で、それらの機能検査法と病態診断法の修得、障害を克服するための科学的根拠に基づくリハビリテーション（及びハビリテーション）の技術を修得させる。

１年次では、基礎医学の実習を通じて感覚器の構造と機能の深い理解を得る。社会福祉実習では視覚障害児・者の教育・リハビリテーションの現場を見学する。２年次では、臨地実習を開始し、

臨床の理解を促進する。グループ学習による Active Learning の習慣をつける。３年次では、OSCE（客観的臨床能力試験）を行い、臨床能力を養成する。また、問題志向能力の開発に努める。４年次生では、12 週間の学外病院実習を行い、臨床能力の修得とチーム医療を学び即戦力を養う。

(4) 医療技術学部

（ア） 臨床検査学科

本学科は、チーム医療の一翼を担い、卒業後直ちに医療福祉や教育の場などで活躍できる高いレベルの知識と技術を修得し、かつ医療人としての豊かな人間性と高い倫理観、生涯研修・研さんを行う意欲と能力を身に付けた臨床検査のエキスパートの育成を目的とする。

本学科は平成 31（2019）年度に３年次生までが充足することになる。１年次生は、医学・医療の基本理念や生命倫理、医療福祉、保健、健康等に関する幅広い教養と語学の修得、及び、臨床検査学への橋渡しとなるような専門基礎分野科目を修得する。２年次生では専門分野の講義・実習が中核を成す。新３年次生は附属病院中央検査部、病院病理部、更に総合医療センターの検査部署で、検体検査から生理機能検査、病理検査、患者への接遇に至る病院実習をグループ単位で実施し、特別講義を織り交ぜて統合的教育を行う。

なお各学年に学年担当教員を複数名配置し､学習面のサポートや生活面の指導･支援を実施する。

（イ） 診療放射線技術学科

本学科は、最新の診療放射線技師業務に対応できる専門的知識と実践的技術を持ち、チーム医療を担う豊かな人間性を備えた診療放射線技師を養成することを目的とし、医学及び放射線技術学の基礎的な専門科目を入学時から段階的に開講し、確実な知識、技術の修得を目指す。

平成 31（2019）年度は設置３年目となる。３年次生は、附属病院、総合医療センター及び大学内において 32 週間（１年間）の臨床実習、基礎実習を実施する。２年次生は、１年次の基礎的な専門科目を基にして臨床的な専門科目に意欲的に取り組み、より実践的な知識、技術の修得に専念させる。１年次生は、豊かな人間性の育成のための基礎教育科目と併せて、診療放射線技術を学ぶために必要な理工学的な基礎を教育し､更に講義内に附属病院の見学を組み入れて､自らのモチベーションの向上を図る。また、学修面、生活やマナーについての指導のための個別指導体制については、入学直後に小グループアドバイザーを設けるとともに、担任以外に１年次生は副担任(専任教員３名)、２・３年次生は副担任（専任教員２名）を配置する。

（ウ） 臨床工学科

入学時からの様々な活動や行事を通じて、臨床工学技士の仕事への理解を深め、学修意欲を高める。普段からの学修習慣を身に付けさせ、体系的に配置した講義・実習を通じて、専門知識と実践力を修得し、社会で活躍できる臨床工学技士を養成する。

１年次は、新カリキュラムに移行するが、基礎固めに重点を置き、実習科目も含めて、きめ細かい指導を行うことで教育を有機的に機能させる。そして、病院見学や臨床現場で活躍する卒業生の講演などを通じて、仕事への理解を深める。また、学年間の合同行事を通じてやる気を高める。さらに、基礎力が不十分な学生向けに補講の機会を増やす計画である。２年次では、専門知識の修得と定着を図るため、演習や小テストを含めた講義・実習を実施する。２年次から３年次春学期にかけては、同一分野の講義科目と実習を時系列で学ぶことで理解と定着を図る。３年次秋学期から４年次春学期に実施する臨床実習では、予復習に加えて理解度テストを目標に習熟度を向上させる。３年次秋学期には、就職活動に向けた講座も開講する。さらに、ゼミ単位での研究活動を通じて、探求心を養うとともに、国家試験の全員合格を目指して模試や対策講座も実施する。

（エ） 臨床栄養学科

人を敬う気持ちや、応用力と実践力、専門職に求められる自ら学ぶ姿勢を身に付け、医療・福祉・保健領域における様々なチームの中で、食と栄養に関する高度専門職として人々の健康長寿を支援できる臨床に強い管理栄養士を育成する。

１年次春学期は、附属病院や総合医療センターでの体験・見学を充実させ管理栄養士導入教育の強化を図る。さらに、リメディアル教育として基礎生化学や基礎生物学を組み入れ、専門基礎分野、実践的科目を有機的につなぐ授業展開を図る。また、21 週間にわたる臨地実習では、地域（在宅）や医療・福祉施設における体験実習を通して幅広い教養と心温かい豊かな人間性を養い、卒業後の職務遂行に必要な応用力と実践力を育成する。健康な方から病んでいる方、乳幼児から高齢者まで様々な人と関わり、一人一人の問題の発見と解決が実践できる能力やコミュニケーション能力の向上を図る。

（オ） 健康体育学科

本学科の教育基本方針は、健康学、体育学、医学における専門教育を行い、科学的な健康・体力づくりの推進役として幅広いライフサイクルにおいて活動できる人材の養成を目指すことである。具体的教育内容・方法としては、幼児、高齢者、障害のある人を含み、現代社会を生きる全ての人々に対応した最新の健康体育学の知見を講義・実技・実習等を通して提供し、個々人の身体機能や生活環境を考慮した適切な運動処方と実技指導のできる運動指導者、並びに学校での健康教育に関わる教員の育成を徹底する。これまでと同様に、健康運動実践指導者資格または保健体育科教員免許を取得する能力を必須とし、学生の進路を考慮した３つの履修モデル（運動指導系、学校教育系、社会健康系）に沿って指導を行う。

特に平成 31（2019）年度は、教育職員免許法の改正に伴う教職課程の新カリキュラムについての履修指導を徹底するとともに、健康運動指導士、保健体育教諭、養護教諭など進路と深く関連する資格取得の積極的な取組を継続的に促す。また、地域・社会との関わり方を学ぶ場として、学科が運営する健康教室や公開講座などに学生の積極的参加を促し、教育効果の向上を目指す。

(5) 医療福祉マネジメント学部

（ア） 医療福祉経営学科

「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」にのっとり、医療福祉経営のできる人材を育成するために、知識、技術共に、具体的で実践的な教育を行う。特に医療経営では事実上の国際標準（de-facto global standard）に準拠させた体系だった教育内容とする。また、これからの時代に必須となる、エビデンスに基づいた医療福祉経営の実現に向けて、データ駆動型の経営のできる人材育成を目指す。

（イ） 医療情報学科

本学科の教育理念である「望ましい医療のための情報化推進のリーダーとなる人材を育成する」に従い、平成 31（2019）年度も医療分野の情報化推進に資する人材育成を教育方針とし、医療情報技術と診療情報管理に関する専門的な知識と技術を修得させる。「基礎ゼミ」などを通じて、医療情報技師と診療情報管理士の認定資格の取得（ダブルライセンス）を強く意識させるとともに、実習概論や病院情報システム演習等で理解を深めた上で「病院実習」・「学外実習」を実施し、卒業後に即戦力として働ける人材の養成を目指す。また、「情報技術総合演習」の充実に向けて、ソフトウェア開発やデータベース、ネットワークに関する知識や技術を修得させる。資格取得に向けた支援では、それぞれの苦手分野の克服を目指した指導を心掛け、学生の希望や特性を踏まえた就職指導につなげる。

（ウ） 医療秘書学科

本学科の教育基本方針は、医師等の医療・研究活動を補佐する高度な専門知識・技能を備えた医療秘書と、医療専門職をサポートし、医療サービスの円滑化を図る人材の養成を目的とする。

この方針に基づき、平成 31（2019）年度は特に以下の目標に重点を置いて教育する。

・「診療現場（臨床現場）で医師の右腕となる医療秘書を養成する」ことを実践するために、「クリニカルセクレタリー」育成プログラムの教授方法を工夫して、「クリニカルセクレタリー認定試験」に全員が合格することを目標とする。

・「医療秘書として、責任感と品位を身につけ、他者に配慮し信頼を得る」ことを実践するために、真摯に学習する態度と気配りのある行動が一貫してとれるよう、きめ細かく指導する。

・「医療チームの段取り・マネジメントができる医療秘書になる」ことを実践するために、プロジェクトマネジメント手法（PMBOK）をより確実に理解させ、プロジェクトマネジメント認定アソシエート（CAPM）の資格取得者が出ることを目標とする。

（エ） 医療福祉デザイン学科

近年思考力に秀でる学生が増加傾向にある一方で、造形力に一抹の不安を覚える例が散見されるのは否めない。逆に造形力がありながら、就職試験を突破できず希望を叶えられない学生も存在する。得意な領域の能力を更に伸ばしつつ、不足する領域の能力をいかに補うかが喫緊の課題となっている。よって能力の凹凸を高水準にて平準化できるよう各授業の内容をより一層精査し、効果が上がるよう実行していくこととする。当該改善策により本学科の教育方針・目標実現に向け、更に明確かつ着実にカリキュラムの内容を推進・発展させ、継続的に実践する必要がある。

その成果・実績については、検証を医療福祉関係等の第三者の視点からよりきめ細かく行うことにより客観的な評価を得るとともに、それらを教育に反映させるのみならず研究領域へと着実につなげ、今後とも社会に向け力強く発信していく。

例年どおりホスピタルデザイン研究会とも密に連携し、学科内 FD 研修会を着実に継続開催し、教員及び学生の資質向上に一層貢献する。

2） 大学院

〔大学院全体〕

本学大学院及び各研究科・各専攻の教育理念・目的・教育目標を方針に基づき学内外で周知し、理解の浸透を図る。大学院生に対して、大学院の目標・目的・教育目標に沿った教育を確実なものとする。特に、方針に基づく３つのポリシーである「入学者の受け入れ方針(アドミッション・ ポリシー)」、「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」を大学院生及び関連する教職員に周知徹底することにより、教育の深化を確実なものにする。

大学院全体の志願者増加に結び付く本学の魅力を具体的に発信する。社会人の受け入れを念頭に置いた「教育方法の特例措置」及び「長期履修制度」を導入し、学修環境等を整えている大学院であること、経済的な支援を希望する大学院生には学業成績を重視した奨学金制度を導入していること、さらに、優秀な大学院生に対し教育補助業務を通じた大学院生のトレーニングの機会を提供する TA 制度を有していることなど、具体的な処遇改善を図っていることを様々なツールを用いて魅力を発信する。奨学金制度や長期履修制度については、多くの社会人大学院生が活用し、個々に相応しい履修を選択していることを入学時のオリエンテーションで紹介し、情報を周知する。

「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」にのっとり、在学期間内における国際学会で

の研究発表、本学の研究倫理研修会への参加、医療福祉研究報告会や川崎医療福祉学会などでの研究発表を促進させる。特に入学時のオリエンテーションを通じて「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」を徹底する。大学院生の国際学会での口頭発表については、旅費の一部を川崎医療福祉学会と協力し、引き続き支援する。

学内で開催されるFD・SD研修会（研究倫理研修会やコンプライアンス研修会）に参加させ、倫理的な配慮に関する最新の情報を得る機会とする。特に、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「個人情報保護法」に関する特別講義を適宜開催し、研究倫理教育を確実なものとする。大学院専攻交流会を開催し、多職種連携を意図した医療福祉研究における次世代の担い手の育成を図っていく。

平成 31（2019） 年度から導入する「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」に基づく各専攻の「学位申請要件」及び「学位論文審査基準」を大学院生及び関連する教職員に周知、履行する。平成30（2018）年度入学生から導入した「修士論文審査に関する申し合わせ」を周知し、履行する。

〔各研究科・専攻〕

(1)　医療福祉学研究科

（ア）　医療福祉学専攻

【修士課程】本専攻の３つのポリシーの下､医療福祉分野の理論と実践についての深い学識を備え、様々な領域のソーシャルワーク並びに生活支援に関する高度な専門知識と技能及び高い倫理観を備え、医療福祉現場のリーダーとしての問題解決能力を有する人材を養成することを基本方針としている。

平成31（2019）年度は、この方針の下、以下の取組に重点を置くこととする。

- 社会人大学院生の「特例措置」及び「長期履修制度」が円滑に活用されるよう適宜に相談支援を行う。
- 個々の大学院生が単位履修、研究活動、メンタルヘルスなどに課題を保持していないか定期的な状況把握をし、課題がある場合は教員間が連携し支援を行う。
- 医療福祉総合コースにおいて、アドバンス・ソーシャルワーカーを目指すことができるよう、平成 31（2019）年度からのカリキュラム改正を行ったが、学部生や医療福祉現場で働いている卒業生に本専攻への志願のための働きかけを引き続き行う。

【博士後期課程】本専攻の３つのポリシーの下、医療福祉分野について、さまざまな領域の具体的な実践と学術的分析により、医療福祉における理念を探究し、その体系化を目指すための研究者として自立した研究活動を行い、あるいは専門的業務に従事するのに必要な高度な研究能力及びその基礎となる学識を有する人材を養成することを基本方針としている。

- 平成 31（2019）年度においても、在学院生にはきめ細かい研究指導を行いつつ、なおも在学院生が少数であるため、志願者の増大に努めることとする。
- 在学院生に対してきめ細かい指導を施し、学術的に質の高い博士論文を目指す。
- 本専攻修士課程在学院生や医療福祉現場、他大学で働いている本専攻の修了生に本専攻博士後期課程への志願のための働きかけを行う。
- 本専攻の「博士後期課程を経ない者の博士論文審査」の出願資格のある本学教員や他大学、他研究機関所属の研究者に志願の働きかけを行う。

（イ） 臨床心理学専攻

【修士課程】教育の基本方針は、高度の臨床心理学的専門性及びその倫理性を持って、医療・福祉、司法、教育、産業などの分野で責任ある貢献ができる公認心理師及び臨床心理士を養成することである。そのため、国家資格「公認心理師」のカリキュラムで、学内実習の運用を適正に行うとともに、修士課程１、２年次の学外実習を段階的に進める。定員を超過した人数に対して、実習内容を遺漏なく実施できるよう、学内外の連携と指導体制を強化する。また、「医療福祉学」の理念を理解し、チーム医療及び多職種連携などの視点から、対象者を支援するための臨床心理学の専門的な知識・技能を修得するよう指導する。さらに、公認心理師と臨床心理士の両方を養成できるカリキュラムを生かした履修指導を行い、学生の公認心理師や臨床心理士の資格取得に向けた学修を支援する。そして、各学生の到達度に応じ、修士論文と課題研究を適切に選択し、研究を遂行できるよう指導する。

【博士後期課程】教育の基本方針は、これまでに修得した高度の知識・技能、臨床経験などを基に、臨床家としての実践力を更に高めることである。また、心理学の科学的方法論に立脚した研究者・教育者を目指し、実践及び研究領域において指導的立場で行動できる態度・知識・技能を修得するよう指導する。さらに、研究成果を国内外の学会で発表し、研究雑誌に公表するよう指導・支援する。

（ウ） 保健看護学専攻

【修士課程】人々が持つ健康問題の解決を目指す支援活動として、保健・看護ケアを探究することができる人間性豊かな高度専門職業人の養成を目的とし、教授９名、准教授６名体制で指導に当たる。

平成 31（2019）年度からの新カリキュラムでは、「保健看護学研究コース（修士学位）」、「助産学コース（修士学位＋助産師国家試験受験資格）」、「高度実践看護師養成コース（修士学位＋がん看護専門看護師認定試験受験資格）」、「看護管理学コース（修士学位＋認定看護管理者認定審査受験資格）」の４コースを設定し、研究分野と取得資格を明確にした。保健看護学研究コースは大学教員、研究者としての力量を身に付ける。助産学コースは正常分娩の介助に加え、緊急時の判断力を養う。高度実践看護師養成コースは、修了後も審査試験合格に向けた卒後指導を行う。看護管理学コースは、看護学以外の視点で経営感覚をかん養する。

２年次生は修士論文を完成させ、期間内に修了できるように、指導教員の担当院生は２名以内にする。

【博士後期課程】人間の尊厳を基盤において、保健・看護ケアを理念、知識、技術のいずれの次元からも探究し、次世代に伝える保健・看護学の構築に貢献できる人材の養成を目的とする。

大学院生は指導教員の指導を受けながら自身の課題を探求し、看護学の発展に貢献できる研究に取り組む。大学院生は現任の看護系大学教員が多く、研究分野や教育担当領域もほぼ確立されている。各自の研究課題を、発達期看護研究と包括的地域看護研究に発展させ、博士論文を完成させる。

修了後は教育者、あるいは研究者として、自立して研究が継続できる研究力を身に付けることができるように、１名の大学院生に指導教員１名と指導教員補佐２名で研究指導に当たる。

在職中の大学院生には指導時間確保を配慮し、各自の履修計画の期間内で修了できるように、対面指導だけでなく、電子媒体等を活用した指導を行う。

研究の成果を学会で発表し、更に学会誌へ投稿することを指導し、教育者、研究者として成長できる素地を養う。

⑵　医療技術学研究科

（ア）　感覚矯正学専攻

【修士課程】視能療法学及び言語聴覚療法学分野のリーダーを育成する。急速な医学の発展と高齢者の増加に伴う新たな各種の感覚異常に対応できる人材育成に努める。学位論文審査基準と学位審査要件について学生に周知する。教育成果の指標である学会発表及び学術誌投稿を推進する。社会人大学院生に対応するため、夜間を中心とした研究指導を行う。

【博士後期課程】視能療法学及び言語聴覚療法学のリーダーを育成する。自ら問題を発見し、検証方法を計画し、成果を公表することを目標とする。専門学会で評価を受け、更に学外の研究者との交流を活発に行う。「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」に従った教育課題を進め、学期ごとに教育研究の進行を評価する。

（イ）　健康体育学専攻

【修士課程】本専攻の教育理念は「健康学・体育学・医学における健康体育学を更に高度なものに深め、人々の健康と生きがいを尊重し、実践できる人材の育成を目指す」である。具体的教育目標として、①運動指導の場で総合職として深い見識を持った高度専門職業人を目指す。②中学校・高等学校教諭専修免許状（保健体育）、養護教諭専修免許状を取得する。③博士後期課程に進学する者は、５年間の教育・研究を体系づけ国内外で活躍できる教育研究者を目指す。の３点を掲げている。引き続き専攻５領域において、教育理念、目的、教育目標の再点検を図り、学部、専攻、更に博士後期課程（健康科学専攻）の連続性の適切性について検討を重ねる。特に平成 31（2019）年度は、養護教諭専修免許状の課程認定を受けるために実施したカリキュラム改正（保健体育と養護の専修免許状取得に対応するために科目の構造化を行った）の完成年度にあたることから、更なる教員の指導体制の強化を図り、関係する学生への教育をより充実させる。

また、大学院定数充足、並びに大学院生数の研究領域の偏りの是正策についても適宜検討を行っていく。

（ウ）　臨床栄養学専攻

【修士課程】本専攻では、人々の健康の維持・増進、疾病の予防と治療に関わる諸問題に携わり、問題点を総合的に捉え、人間を中心において栄養・食生活の側面から解決を図ることのできる高度専門職を育成する。

栄養学領域の高度専門職として、保健、医療、福祉などの臨床の場で指導的役割を果たす上で必要な高度な専門的知識と技術、実践力、総合的判断力を備えた管理栄養士、及び臨床栄養学の学術発展に貢献し次世代専門職業人の育成に携わることのできる教育研究者を育成する。

また、臨床経験をもつ学生（社会人大学院生）に対しては、臨床栄養関連分野の学会発表等を指導し、実践研究活動にも目標を設けることができるようにして研究分野の視野の拡大を図る。また、これらの活動を通して様々な人々との学術的交流を深める。

（エ）　リハビリテーション学専攻

【修士課程】本専攻の教育基本方針は、学究的能力をかん養し、高度な理論と技術をもってリハビリテーション学の深化に貢献できる人材を養成することである。同時にプレゼンテーション能力を高め、研究の成果を国内外の学術雑誌や学会等で発表し、関連分野や社会に貢献できるようにする。平成 31（2019）年度は全学生が社会人のため、勤務しながら研究が遂行できるよう配慮する。具体的には、夜間や土曜日午後など講義時間外の指導、電子メール等の手段を駆使した研究支援、勤務地の臨床業務の中で体験した症例についての症例研究の指導等を行う。

【博士後期課程】本専攻の教育基本方針は、リハビリテーション学の研究を深化し、より高度な学術の進歩発展に寄与する研究能力を備えた人材の養成を目的とする。全学生が社会人のため、勤務しながら研究が遂行できるよう配慮する。そのために、夜間や土曜日午後など講義時間外にも指導し、さらに、電子メール等の手段を駆使して研究を支援する。また、プレゼンテーション能力を高め、研究の成果を国内外の学術雑誌や学会等で発表し、関連分野や社会に貢献できるように支援する。

（オ） 健康科学専攻

【博士後期課程】運動科学・栄養学・保健学（休養・疾病予防）を融合した学際的な健康科学を修得し、先駆的な教育・研究を推進し社会に貢献できる研究・教育者の育成を行う。実践面ではチームの一員として、特定の治療・訓練を担当する専門職を始め、医療情報管理の専門職、健康・運動領域の各種指導員、栄養分野の国家資格を有する食の専門職等、健康問題を担う専門職業人としての能力向上を目指す。具体的には、専門性を深化させ、プレゼンテーション能力、論文作成能力の向上を図る。教育指導能力の修得と向上、医療福祉理念、学際的視野及び国際的視野を会得させるとともに、博士論文作成能力を修得する。博士号の取得によって研究者のスタート地点に到達したという自覚を持たせる。平成 31（2019）年度は、学位審査要件及び学位論文審査基準の更なる周知と充実を図り、特に研究倫理並びに博士論文作成能力修得の指導強化を図る。

（カ） 臨床工学専攻

【修士課程】臨床工学分野における高度な専門知識をもった高度専門職業人と教育・研究者の育成を目的とする。そのために、教育課程を構成する基盤分野、臨床工学分野、生体医工学分野の教員間で緊密な連携を取りつつ、系統的な教育・研究指導を行い、１）医療技術と医療安全に関する高度な臨床工学分野の知識の修得、２）医療の安全・安心を支える基盤となる生体医工学分野の知識の修得、３）柔軟な発想力と発表能力の獲得を図る。特に多角的に研究を進め、研究レベルを高めるために、研究テーマの関連分野の複数教員による指導体制をとる。さらに、社会人大学院生に対しては、限られた時間内で成果を上げられるよう、実施計画を立て、関係教員間で連携を取りながら指導する。

【博士後期課程】臨床工学分野において高度な専門知識を有するとともに教育・研究活動が自律的に行える臨床工学分野の専門家の育成を目的とする。そのために、１）医療技術と医療安全に関する高度な臨床工学分野の知識・研究能力の獲得、２）医療の安全・安心を支える基盤となる生体医工学分野の知識・研究能力の獲得、３）柔軟な発想力と発表能力、教育指導力の獲得を図る。より一層深化させた研究を遂行可能とするため、関連分野の複数教員で指導・助言する。また、研究に関連したより幅広い知識を吸収するため、国内のみならず国際学会などへの参加・発表や専門学術誌への投稿などを奨励する。

(3) 医療福祉マネジメント学研究科

（ア） 医療福祉経営学専攻

【修士課程】平成 31（2019）度は、社会人大学院生しか在学しない。いずれも、医療現場に在職しながらの修学である。本専攻のディプロマ・ポリシーに従い、医療福祉経営分野の実践的な知識・技術を修得し、それらが医療現場で使用・実行できるレベルになることを目指す。

（イ） 医療秘書学専攻

【修士課程】高度な専門的職務を担う医療秘書としての人材を育成するとともに、理論と実務に関する専門的能力を有し指導的立場に立つ教育者、及び医療秘書事象に関する諸研究の向上に貢献し

得る高度な専門的能力を有する研究者を養成する。具体的には、教育方針に沿った履修モデルとして、クリニカルエグゼクティブセクレタリー、クリニカルリサーチセクレタリー、研究者の３つを提示する。

社会人大学院生が増加しているため、社会人大学院生が学びやすいように、オンライン会議システムを利用した遠隔授業がスムーズにできるように、インターネット環境を整備して対応する。

（ウ） 医療福祉デザイン学専攻

【修士課程】従来の教授内容実績を踏まえ、研究領域をより正確かつ平明に明示するとともに、きめ細かい指導を事前に実施することにより、履修生が各自に相応しい研究テーマを選択・決定できるように導く。また、選択研究領域のみに偏りがちな従来の学修傾向を改めるため、各研究領域を横断的に学修・研究可能な配慮を継続実施し、学生を積極的に指導する。

教育・研究内容について医療福祉の現場指向の強化を一層推進するとともに、新生医療福祉デザイン学の確立に向けて更なる実践活動を重視し、学外の医療福祉関係者等の客観的な立場からも検証に関する協力を仰ぎつつ、より社会に提案性のある研究を増やして行く方針を維持する。

学生確保に関しては学部在学生のみならず、他大学卒業生及び社会人受け入れ対策が急務との認識の下、本専攻の社会的認知度の向上に努めてきたところ一定の成果を得ているが、更なる情報提供領域の拡充（例：関連学会・研究会・病院福祉施設等への周知）を目指す。

（エ） 医療情報学専攻

【修士課程】専攻の教育理念である「医療・福祉分野と情報通信技術に関する専門知識を併せ持ち、我が国の医療福祉の水準向上に貢献しうる高度情報通信システムの具現化に必要な幅広い知識を有する学際的情報技術者を養成する。」に従い、平成 31（2019）年度も医療福祉と情報通信技術の両領域についての高度な専門知識と技術を修得させることを教育方針とする。特に社会人大学院生の入学が増えていることを踏まえて、それぞれの現場での問題を抽出し、適切に分析するために、データを収集、加工、解析する能力を育成する。また、医療情報を取り扱う際に必要なセキュリティ技術や標準規格等に関する知識や、ネットワーク、プログラミング、データベースの活用についてのスキルなどを修得させることを通じて、医療情報の専門家として業務に携わることが出来るレベルを目指す。指導教員を中心に、研究計画書に沿った論文作成が進められるよう研究活動を支援する。

【博士後期課程】専攻の教育理念である「医療・福祉分野と情報通信技術に関する専門知識を併せ持ち、我が国の医療福祉の水準向上に貢献し得る高度情報通信システムの具現化に必要な幅広い知識を有する学際的情報技術者を養成する。」に従い、平成 31（2019）年度も医療福祉と情報通信技術の両領域についての高度な専門知識と技術を修得させることを教育方針とする。特に社会人大学院生の入学が増えていることを踏まえて、それぞれの現場での問題を抽出し、適切に分析するために、データを収集、加工、解析する能力を育成する。また、研究テーマに沿って必要となる知識やスキルについては、特殊講義を通じて修得させるほか、必要に応じてフィールドワークや実習等を行い、医療情報の専門家として関係者の指導に携わることが出来るレベルを目指す。指導教員を中心に、研究計画書に沿った論文作成が進められるよう研究活動を支援する。

５　入学試験及び広報活動

(1)　入学試験

①　入試の実施

学部では、川崎学園アドミッションセンターの方針の下、本学、医療短期大学及びリハビリテーショ

ン学院（以下３施設）による合同入試を実施する。入試区分として、AO 入試前・後期、推薦入試前期、推薦入試後期 A・B 日程、一般入試前期 A・B 日程、一般入試後期及び大学入試センター試験利用入試を設ける。AO 入試前・後期及び推薦入試前期は、本学を第一志望とする優秀な学生を確保するため、専願入試とする。推薦入試後期、一般入試前・後期及び大学入試センター試験利用入試は、目的意識の高い生徒等がより受験しやすいよう、当該３施設の併願受験を可能とする。

入試区分（編入学試験、大学院入学試験を含む）ごとに入学試験委員会において実施計画を協議・決定する。それに基づき、入試実行委員会において入試の準備・実施の確認及び担当者の依頼を行い、遺漏なく入試を実行する。

② 定員管理

３施設合同入試を実施すること及び各入試区分の募集人員を適正に定めることにより、引き続き学科単位での定員未充足又は定員超過の状況の改善に取り組む。また、定員を確保できなかった学科については、効果的な入試広報の工夫を継続して行う。入学者数が定員を大幅に下回っている３年次編入学については、そのあり方や定員の見直しの検討を継続して行う。定員充足に至っていない大学院については、社会人の出願を増やすため、入試広報活動の一層の強化を図る。

③ 出願形態

学部入試では、インターネット出願により入試業務を効率的に行う。編入学試験、大学院入学試験は従来どおり紙媒体での出願とする。

④ 入試問題

学部入試では、入学後の医療福祉分野の専門科目の修得に必要とされる基礎学力を評価するため、全入試区分において学力テストを実施する。一般入試前期の学力テストは、選択科目（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、国語、日本史 B、数学Ⅰ、物理基礎、化学基礎、生物基礎、物理、化学、生物）とし、学習指導要領に基づいた適正な出題範囲を維持する。一般入試前期及び大学入試センター試験利用入試以外の入試区分では、すべての高校生が共通して有しておくべき基礎学力（知識、思考力、判断力）をより適切に評価できる内容とするため、３教科（英語、国語、数学）総合型の基礎学力確認テストとする。出題ミスを防止するため、全ての学力テストについて第三者による問題チェックを実施する。一方、医療福祉専門職に必要とされるコミュニケーション能力や協調性を評価するため、大学入試センター試験利用入試を含むすべての入試区分において面接を実施する。専願入試の AO 入試前・後期及び推薦入試前期では、学科独自の面接とする。併願受験が可能な推薦入試後期 A・B 日程、一般入試前期 A・B 日程、一般入試後期及び大学入試センター試験利用入試では、３施設共通の面接とする。

編入学試験では、学科独自の筆記試験と面接を実施する。

大学院入学試験では、専門科目及び英語の筆記試験並びに口述試験を実施する。英語については、修士課程、博士後期課程共に、研究を実施する上で必要とされる基礎英語力を把握するため、全専攻共通の問題とする。

⑤ 試験会場

推薦入試後期、一般入試前期及び大学入試センター試験利用入試は、県外の生徒等も受験しやすいよう、学外に試験会場を設けて実施する。推薦入試後期では、近県の生徒等の出願が主となるため、学外試験会場は大阪、姫路、米子、広島、山口、高松、松山、高知、福岡の９会場とする。一般入試前期及び大学入試センター試験利用入試では、関東地方及びその周辺の生徒等の出願を促すため、前記に加え東京にも会場を設定する。

(2)　入試広報活動

①　キャンパスガイド等

３施設を掲載したキャンパスガイドを作成する。本キャンパスガイドは、平成 30（2018）年度の内容を見直し、当該３施設の関係性をより効果的に伝えることができるものとし、従来どおり受験生・高等学校・予備校等へ発送する。また、**学部・学科の紹介 DVD を全面的に作り直し**、オープンキャンパスで放映するとともにホームページに掲載する。

各学科の協力体制の下で行う事項については、入試広報委員の闊達な意見を求め、本学が当該３施設の中心校として入試広報を進めていく。また、ホームページでの情報発信を充実させるとともに、各種広報媒体を活用し、３施設が社会に広く認知されるよう努める。

②　入試説明会等

６月には、３施設合同入試説明会を、県内の高等学校のみならず近県からも参加を募り、より充実した形で実施する。当該説明会では、大学概要・入試概要の説明、学科の紹介など、参加者にとってより印象深いものとなるよう工夫する。また、県内や近県で開催される業者主催の進学相談会（会場形式）や進学ガイダンス（高校内）にも、積極的に参加する。

③　オープンキャンパス等

オープンキャンパスについては、３施設合同で開催するものを３回、本学単独で開催するものを１回設ける。学園祭時には、来場者に対して効果的かつ効率的に学科や入試の情報を伝えるための説明コーナーを設ける。３施設合同のオープンキャンパスでは、医療短期大学及びリハビリテーション学院との連携を図りつつ、より工夫した形で各学科の概要説明等を行うことにより、参加者に魅力あるイベントであることを印象付け、学科認知度を一層向上させるよう努める。

４月には、総合医療センターにおいて、中学生・高校生を対象とした「かわさき 春の体験授業＆病院探検」を開催する。参加者に対し、３施設の学生の学びや卒業後の社会での活躍について説明し、当該３施設が将来の有望な進学先であることを印象付ける。

個別の大学見学希望者や問合せに対しては、従来どおり入試課が窓口となり、学科等と連携をとって積極的に対応し、好印象を与えるよう努める。また、新入学生による母校訪問については、平成 30（2018）年度の実績を踏まえ実施方法等を更に工夫する。教員による高校訪問については、訪問校を精選した上で、教職員専用ポータルサイトを利用した各学科の訪問予定や履歴の管理の下、効率的かつ効果的に実施する。

６　教員・教員組織

本学では本学の「求める教員像」に合致した教員を採用するため、教員選考基準をもとに、教員選考規程及び大学院教員任用規程に基づき、本学の理念・目的及び「医療福祉」の概念を理解し、共有する意欲があることを前提として、良き医療福祉人を育成するために誠心誠意をもって教育できる人格者を毎年採用している。

また、本学の教員組織は、学校教育法第９章(大学)、大学設置基準第３章(教員組織)、大学院設置基準第３章(教員組織)や各資格養成に関わる指定規則等の関連法令に準拠した上で、「教員組織の編成方針」を定め、教育目標を達成するために必要な教員数を確保している。平成 31（2019）年度も、学長のガバナンスの下、学部及び大学院教育の質保証を確保するために、「求める教員像」に合致した教員を選考するための学長面談及び准教授以上のプレゼンテーションを継続して実施する。特に、「教員組織の編制方針」により適正な教員

人事を実施するため、「教員の教育研究活動の業績・能力についての評価制度」を有効に活用し処遇に反映させる。

なお、平成 31（2019）年度新設学科においては、届出による設置申請内容に沿った計画的な教員採用を実行する。

7　学生生活支援

本学の修学・生活・進路における支援のあり方を定めた「川崎医療福祉大学学生支援に関する方針」にのっとり、平成 31（2019）年度は特に下記の項目について、重点的に実施していきたい。

(1)　施設が拡張され増員となった健康管理センターを窓口として、学生相談室及び学生支援センター委員会と連携し、学生が抱える不安や問題の解決に努める。同時に、個に応じた対応のため、学科や医療機関などの関係部署と連携を密にする。

(2)　奨学金を希望する学生に対する説明会の案内や資料配布を、各学科の協力を得ながら遺漏なく進める。また、確実な貸与手続きの完遂のため、丁寧な説明や個別の指導に努める。

(3)　定期的な交通指導を行い、交通安全と学生の通学マナーの向上に取り組む。

(4)　防犯対策や環境美化の一環として、ロッカー室の整理、地域の清掃活動、学内外の見回りなどに学友会と連携して取り組む。

(5)　学生による大学の取組に関する評価が高まるよう、**学友会組織と大学との一層の連携を推進する。**

(6)　学園祭の取組について、学園祭実行委員会と連携を密にし、実りある学園祭を目指す。同時に、各パート責任者を集め、危機管理面について徹底する。

(7)　突発的に発生する自然災害などに備えて、**災害対応グッズを充実するとともに、災害発生時の対応や支援体制について整理する。**

(8)　平成 31（2019）年度に新設される学生寮の入寮生の生活指導について、企画部及び医療短期大学と連携して取り組む。

8　就職支援

学生自身が積極的に自らのキャリアを形成していく意欲を高めることを理念とし、「学生支援に関する方針」に基づいて、各学科との連携を充実させ着実に就職実績を積み重ねることを目指す。医療福祉分野を中心に求人状況を分析・予測し、就職委員会での検証をもとに年間の就職関連行事日程を定めて、次の項目を中心に効果的な就職支援を実施する。

(1)　キャリア形成支援体制:各学科が入学当初から卒業時まで計画的に実施する「学年別キャリア形成支援」と、就職支援センターが企画・実施の主体となる「進路・就職支援プログラム」を通して、学生の主体的な進路選択・進路設計の意欲と能力の向上に努める。

(2)　個別相談体制：有資格のカウンセラー３名を就職支援センターへ常時配置し、個別相談などの機能を一層充実させた就職支援を実施する。

(3)　就職情報の提供:個々の学生に希望に合致したタイムリーな情報検索や求人票の閲覧が可能な状況を維持するために、紙ベースでの情報提供に加えて、学内のパソコンから利用が可能な求人情報検索システムと学外からもアクセス可能な川崎医療福祉大学ポータルサイトの両者を活用して情報の提供を行う。

(4)　新学科への対応：新設３学科「子ども医療福祉学科」、「臨床検査学科」、「診療放射線技術学科」の一期生が３年次生となるので、各学科と連携を密にし、就職活動の支援をする。各学科へ適切に情報を提供するとともに、学生に対しては、ガイダンスや個別相談から進路選択に至るまで一人一人を大切にした

きめ細やかなサポートを実施する。

(5)　就職先の開拓と状況把握：日々複数の人事担当者の訪問を受ける環境を積極的に活用し、より多くの職種の求人に結び付くように、本学及び各学科・専攻の特色の周知と情報交換に努める。岡山・倉敷のハローワーク等とも連携を深め、要望の強い地元の病院・施設や企業の求人情報の把握に努める。

9　教育研究等環境

本学の教育研究等環境整備については、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、平成 31（2019）年度の目標を立て、本学の教育研究がより充実するよう環境整備を行う。

(1)　教育研究等環境の施設整備

平成 29（2017）年度の学科増及び収容定員増及び平成 31（2019）年度改組に伴う実習室等の整備、厚生施設の整備を年次進行に合わせ、計画的に行う。

教員数の増加に伴う措置として、教員研究室の居室区域及び定員を見直し、**教員研究室使用規程を改正**した。

総合教育センターにおいては、昨年度開設した LSC（ラーニング・サポート・センター）をより一層整備し、学生の自修学修の活用を促す。

2019（平成 31）年度は、快適で清潔な**環境整備の一つである全館のトイレ整備を実施**するため、補助金の獲得に努める。

また、障がいを持った学生への配慮については、学生支援センターと協働して環境整備に努める。

(2)　研究活動

本学の研究活動が円滑に行われるよう、以下の内容に特に重点を置いて、研究環境を整備する。

①　教員の研究専念時間の確保

平成 29（2017）年度から、教員の研究専念時間の確保を目的とするアンケートを実施し、教員の研究専念時間確保のための検証及び改善に向けた取組を継続する。

②　教員の業績管理

業績管理システム「研究業績プロ」については、従来どおり取扱いを慎重に行う。平成 30（2018）年度からの海外へ向けてのホームページによる研究活動の周知を徹底する。

③　不正防止及び倫理的配慮、競争的資金の確保

昨年度に続き、不正防止のための研修会をコンプライアンス研修会として全教員に義務付け、不正防止を徹底する。また、不正防止計画にて具体化したモニタリングと第三者による内部監査を継続的に実行する。外部から有識者を招聘し、最新の研究倫理に関する情報を提供し、研究活動を支援するための倫理的配慮に関する啓蒙を継続して周知する。

競争的資金の確保については、獲得のための研修会を実行するとともに、同時に産学官の共同研究等の発掘を行い、特許等の獲得をより推進する。

④　各種規程の整備

公的研究費の取り扱い規程等、研究に関する各種規程を整備する。

⑤　大学の持つ科学技術の保護

大学の持つ科学技術を保護するために、技術流出防止マネジメントとして安全保障輸出管理と秘密情報管理体制を整備するため、コンプライアンス研修会で、平成 31（2019）年度も「安全保障輸出管理に関する研修会」を実施し、新たに、**安全保障輸出管理に関する規程等を制定**する。

(3)　附属図書館

川崎医療福祉大学附属図書館基本方針に従って、学部、研究科等における多種多様な教育研究活動を支援するための図書館活動を展開する方策を実施する。

① 学生の図書館利用支援のために学科や他部署と密に連携し、「新入生図書館オリエンテーション」、「情報検索講習会」の内容を更新充実させる。

② 図書館の利用促進を目的とした学生参加型企画として、「図書館学生選書ツアー」、「図書館学生Web選書」、「図書館ベストリーダー賞」を実施する。

③ 各学科学生用図書費配分額を見直し、**新設学科・改組学科完成年度以降運用する配分額基準案作成**に向け、多方面から情報収集を行う。

④ 新設３学科（子ども医療福祉学科、臨床検査学科、診療放射線技術学科）の医療短期大学附属図書館所蔵資料の医療福祉大学附属図書館への移管について、引き続き該当学科及び医療短期大学附属図書館と連携しながら計画を立て、移管を実施し完了する。

⑤ 学内研究成果物を効果的に学外発信する川崎医療福祉大学学術機関リポジトリの登録内容の質的、量的な拡充を推進する。

10　社会連携・社会貢献

本学において、社会連携・社会貢献に関する業務は「社会連携センター」が担当している。社会連携センターは、本学が建学の理念及び教育理念の下、教育目標の実現に向けて取り組んでいる、特色ある教育・研究の成果を広く地域社会に開放し、社会連携活動を通して社会に貢献することを目的としている。具体的には以下の４つの事業を中心的に行う。

(1) 地域連携事業：大学公開講座、学科公開セミナー、一般市民対象学外出張講座、大学コンソーシアム岡山事業、総合医療センターでの市民公開講座等

(2) TEACCH 普及活動事業：TEACCH に関する各種セミナー、自閉症特別講座等の実施

(3) 高大連携事業：高校との連携講座、教員による出張講義、中学・高校生への公開授業、中学・高校からの見学受け入れ等

(4) 国際交流事業：留学生の受け入れ、学生の海外研修、教員の国際交流、海外からの視察見学の受け入れ等

地域連携事業については「地域連携委員会」、国際交流事業については「国際交流委員会」がそれぞれ設置され、各事業の遂行について協議している。また、「社会連携センター委員会」が上記各事業を横断する事柄について審議している。これまでに引き続き、平成 31（2019）年度は各部門間のより有機的な連携に努める。

平成 31（2019）年度は、**学外での出張公開講座の企画・開催を検討**し、より一層の社会貢献を目指す。

11　管理運営

本学は、「川崎医療福祉大学管理運営方針」に従い、本学の教育理念に沿って教育目標を達成するために迅速かつ適正な運営を行っている。平成 31（2019）年度は、調査企画室で、学長直轄のガバナンスの下、管轄部署と連携をとり、担当副学長等と相談しワーキンググループを組織するなどのサポートを行っていく。また、平成 31（2019）年度から新学部、新学科が増えることにより、大学運営委員会委員の構成が変わり、新学部教授会が開催される。**新学部、新学科については、完成年度まで、旧学部、旧学科が存続するため、運営について混乱をきたさないよう管理体制を整える**。各教育研究組織、各委員会においては、「川崎医療福祉大学方針集」に明記した各方針に沿った年度計画を実行する。

事務部門については、新学科研究補助員の採用、事務職員の任命換え等を含め、適材適所となる人事を人

事課と協力して実行する。また、平成 31（2019）年度も、業務改善による時間外業務の削減を実施し、同時にワークライフバランスの意識付けを強化し、年次有給休暇の取得率を上げる。教職員の防災意識の啓発を目的とした防災訓練の実施及び本学独自に設置されている自衛消防組織の班長となる者の自衛消防組織新規講習受講を促す。

財務に関しては、実勢型予算編成を早めに行い、財務委員会に諮る。各学科からの予算設定のための積算調書作成の際、高額備品等の各学科間での共用、設置場所の一元化等の調整を図りながら予算化する。経常費補助金については、更なる獲得を目指し、大学をあげて教育研究活動の改善に取り組む。また、今後も無駄な備品の整理を徹底するともに、教職員の備品管理に対する意識を更に強化する。